

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人常翔学園
②設置大学名称	広島国際大学
③担当部署	内部監査室
④問合せ先	Kansa@josho.ac.jp
⑤点検結果の確定日	2025 年 7 月 9 日
⑥点検結果の公表日	2025 年 9 月 10 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/basicdata.html#dl6
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

2025 年 6 月 1 日を点検基準日としています。

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1 ①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神や大学の目的、教育の理念等を学内外に発信・浸透させるため、入学生に対して「自校教育」を実施しているほか、自校史冊子を制作し、入学時に学生全員に配付するとともに、ホームページにも掲載し、社会に対して広く発信している。 また、学園の大宮校地（大阪市）に学園建学の精神と設置各学校の教育・研究活動を伝える施設として「常翔歴史館」を開設。常設展示室を設け、学園建学に至る背景から社会に有為な人材育成に向けた事業活動を映像や展示物により紹介している。 〔関連サイト URL〕 https://www.hirokoku-u.ac.jp/assets/files/profile/outline/schoolhistory.pdf https://www.josho.ac.jp/ayumi/
実施項目 1－1 ②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	学科・専攻単位でアドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを策定し、ホームページに公表している。 学修成果の評価は、達成すべき質的水準や評価の実施方法等を定めた「アセスメントプラン」に基づき、アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえて作成している「アセスメント・チェックリスト」に沿って自己点検・評価を行い、内部質保証体制に基づく教育改善活動を組織的に実施している。 学生には、カリキュラムツリー（履修系統図）およびカリキュラムマップを示し、入学から卒業に至るまでの学びの道筋を示している。 〔関連サイト URL〕 https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/outline/ https://www.hirokoku-u.ac.jp/student/course/tree.html
実施項目 1－1 ③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長は、全学的な内部質保証の最高責任者として、その推進に責任を担っている。また、本学の主な施策は学長を議長とした大学・大学院運営会議にて審議しており、当会議は学長のリーダーシップのもと、適切に運営され、十分に機能を果たしている。 学長を補佐するために副学長を置き、副学長の職務は学則第 6 条に規定されている。 〔関連サイト URL〕 https://www.hirokoku-u.ac.jp/student/course/rule.html
実施項目 1－1 ④	説明
教職協働体制の確保	教職員が適切に分担・協力・連携を図れるよう、教員および事務系職員の役職者が委員を務める内部質保証委員会が恒常的な内部質保証活動を推進しており、そのもとに大学マネジメント部会、研究支援・社会連携マネジメント部会、教学マネジメント部会を設置して具体的な議論を進め、教職協働体制を確保している。また部門レベルにおいても、上記 3 部会のもとで各種委員会がさらに具体的な内容について教職協働で検討し、教育研究活動等を組織的かつ効果的に管理・運営している。内部質保証委員会の小委員会として設置されている教学マネジメント部会は、教育改革に関する目標の設定・計画や、その成果・達成状況の点検等を所掌している。同部会は教員と職員の委員で構成

	されており、教職協働による教育・学生支援の推進体制を確立している。 〔関連サイト URL〕 https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/valuation/
実施項目 1-1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	FD 活動と法令との関連、期待される教職員像、FD 委員会の位置づけ、FD 活動・FD プログラムのねらい等を冒頭にまとめ、ワークショップや講演会等の年次計画を盛り込んだ「FD 活動／FD プログラムガイドブック」を作成・周知し、同ガイドブックに沿って研修会を実施している。 また、2025 年度から教職員の資質・能力向上を推進することを目的として SD 委員会を設置するとともに、全学 FD・SD の推進に関する事項を掌る FD・SD 推進委員会を設置し、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営ならびに大学運営に必要な能力および資質の向上に向けた取り組みを強化している。本取組みについては、「FD・SD ガイドブック」にまとめ教職員に周知している。

原則 1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1-2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	学園が示す、2023 年度からの 15 年を見据えた長期ビジョン「J-Vision37」に基づき、5 年ごとに第Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ期中期目標・計画を設定している。中期目標・計画は、基本 10 項目と大学としての差別化 2 項目で構成しており、それぞれの推進責任者がデータやエビデンスに基づき、目指す成果・達成状態および達成指標を設定している。 さらに、中期目標・計画を達成するために、単年度に取り組む主要課題や施策について、教職員や学外評価員からの意見を踏まえて、学長方針として策定している。 〔関連サイト URL〕 https://www.josho.ac.jp/introduction/file/J-Vision37.pdf
実施項目 1-2②	説明
計画実現のための進捗管理	内部質保証委員会を中心に、大学マネジメント部会、研究支援・社会連携マネジメント部会、教学マネジメント部会の 3 部会が、恒常的に各種目標・計画を点検・評価し、必要に応じて部門レベルに対し改善指示を行い、計画の修正を図っている。また、計画内容は教職員向けの共有サイトに掲載するとともに、点検・評価結果の概要をホームページに公開することで、その結果を内外に公表している。 2023 年度から始まった第Ⅰ期中期目標・計画について、環境変化に適応するため 2024 年度（2 年目）に全項目について内容の点検・必要に応じた一部改訂を行い、2025 年度（3 年目）からは新しい内容で中期目標・計画達成のために取り組んでいる。 〔関連サイト URL〕 https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/valuation/

原則 2-1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2-1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	学生や教職員だけではなく、地域や社会の全ての人にとって「ともにしあわせになる学び舎」になることを目指し、誰もが一緒に学びあい、教えあい、集いながら、健康で楽しい毎日を過ごすための活動の

	場として、「広国市民大学」を開学し、社会ニーズに合わせた生涯学習事業を展開している。また、2025 年度は市民カレッジ、公開講座を開催し地域へ学びの機会を提供する。 研究シーズの知的財産化を推進し、「イノベーション・ジャパン」をはじめとした各種研究シーズ・ニーズマッチングの場にて講演・展示等を行うなど、産学連携推進に向け取り組んでいる。 知的財産の取得・育成・管理・活用は大学の社会貢献の一つであり、各教員は大学組織の一員として知的財産の保護・活用に貢献する責務を負うものであることから、毎年、知的財産セミナーを実施している。 〔関連サイト URL〕 https://www.hirokoku-u.ac.jp/everyones_college/ https://www.hirokoku-u.ac.jp/regional_cooperation/everyones_college/entry.html https://www.hirokoku-u.ac.jp/regional_cooperation/sakura_jyuku/
実施項目 2－1 ②	説明
社会貢献・地域連携の推進	高効率の設備の導入、消費電力を抑えた機器の選定など、省エネルギーにより環境に配慮した取り組みを行っている。 東広島市の提唱する「Town&Gown 構想」に賛同し、2024 年度に東広島キャンパス研究支援・社会連携センター内へ Town&Gown Office を設置し、地域の健康寿命の延伸等を目的とした様々な活動に取り組んでいる。 2025 年度は東広島市の地域課題を解決するための COMMON プロジェクトとして 3 件の委託研究を実施している。また、みんな健幸プロジェクト、健康増進・介護予防アンケート分析など東広島市健康増進計画の重点項目について同市の担当部署と連携し TG プロジェクトとして取り組みを行っている。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2 ①	説明
多様性を受容する体制の充実	多様な学生が入学している現状を前提とした教育・学生支援体制を整備するため、組織および財務の視点を取り入れた一体的な改革に取り組んでいる。 また、事務系職員の役職者の女性割合を高めることなどを記載した「学校法人常翔学園行動計画」に基づき、意欲のある女性が活躍し続けられる組織づくり、仕事と生活の両立支援のほか、イクボス同盟ひろしまへの賛同の取組みも推進している。
実施項目 2－2 ②	説明
役員等への女性登用の配慮	基準日時点において、女性の役員は不在である。役員等への女性の登用により、多様性・創造性・信頼性等の向上が期待され、意思決定の質の向上にも寄与することが考えられるため、今後は積極的な女性登用を検討したい。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1 ①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の選任に当たっては、私立学校法第 31 条に規定する資格および構成に関する要件を遵守しなければならない旨を寄附行為に定めており、その通りに実行している。 また、理事の選考から選任までの手続きは理事選任機関が行い、同機関の構成や取扱い事項は、寄附行為および役員選考手続規定に定めている。なお、同機関が選考した理事候補者は、あらかじめ理事会および評議員会の意見聴取を行うなど、より選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3－1 ②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会および理事の職務ならびに理事会の運営については寄附行為に定めており、その通りに実行している。寄附行為において、理事長・代表業務執行理事・業務執行理事の職務を明記し、さらに理事は、法人、総務、財務、施設、労務、広報等、必要に応じて職務分担を定めている。また、理事会での議決時には挙手により意思表示を行い、より責任の明確化に努めている。 評議員会の決議および意見聴取事項については寄附行為に定めており、その通りに実行している。理事会の決議および評議員会の決議を必要とする事項について、相互の決議が異なる場合における理事会および評議員会の協議については寄附行為に定めている。また、評議員会における役員の出席および説明責任についても寄附行為に明記し、運営の透明性を確保している。
実施項目 3－1 ③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	定期的に理事会において財務状況、学生生徒募集状況等に関する研修・勉強の機会を設けており、学園設置学校の近況等も随時報告・情報共有している。また、新学部開設時や新棟竣工時には、見学会等の開催も行っている。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2 ①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事および会計監査人の選任については寄附行為に定めており、その通りに実行している。監事は評議員会の決議によって選任され、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任する旨を寄附行為に定めている。また、会計監査人は、選任にかかる評議員会への議案の内容決定を監事の過半数合意により行う旨を寄附行為に定め、評議員会で議決する前に理事会でも審議を行う等、より選任過程の透明性を確保している。 会計監査人選任に係る議案の決定にあたっては、選任基準（①専門性と経験の有無、②独立性の担保、③守秘義務と信頼性、④法律遵守とガイドライン適用能力、⑤長期的協力関係の構築が可能かどうか、⑥会計監査人の報酬）を定め、候補者である監査法人の概要等が記載された資料や監査報酬の見積書等について、基準項目に照らし合わせたうえで判断している。
実施項目 3－2 ②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	内部監査室とは概ね月 1 回の情報共有・意見交換会を開催し、監査法人とは、年 4 回、監査計画、監査状況の経過そして監査結果の報告・共有、意見交換を行うなど、三様監査体制を堅持し、監査機能の充実を図っている。

実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	内部統制システムに関する基本方針に基づき、理事会・評議員会、法人本部や各学校の重要会議に係る資料の閲覧・質疑を行っているほか、会議に出席・モニタリングを行い、リスクマネジメントを実践する体制を敷いている。 また、各種セミナーへの参加（オンライン）や動画視聴により、監査業務に関する知識修得に努めている。このほか、監事間での勉強会や他大学監事との情報交換を行うなどして監査精度の向上を図っている。 加えて、監事業務をサポートする監事室からも文部科学省や他大学等の情報（近況等）を WEB から入手・提供し、共有している。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の定数は寄附行為に基づき、本法人の職員（8 人）、本法人の設置学校の卒業者（8 人）およびこの法人に関係ある者または学識経験者（8 人）の合計 24 人である。評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行う旨を寄附行為に定めており、その通りに実行している。 また、評議員の選考から選任までの手続きは評議員選任委員会が行い、同委員会の構成や取扱い事項は、寄附行為および評議員選考手続規定に定めている。なお、同委員会が選考した評議員候補者は、理事会および評議員会の意見聴取を行うなど、より選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会および評議員の職務ならびに評議員会の運営については寄附行為に定めており、その通りに実行している。評議員会での議決および意見聴取時には、議長から全評議員に対して意見を求め、より責任の明確化に努めている。 評議員会の決議および意見聴取事項については寄附行為に定めており、その通りに実行している。理事会の決議および評議員会の決議を必要とする事項について、相互の決議が異なる場合における理事会および評議員会の協議については寄附行為に定めている。また、評議員会における役員の出席および説明責任についても寄附行為に明記し、運営の透明性を確保している。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	全評議員に対して評議員会開催 1 か月前に開催案内を、そして 1 週間前には議事日程および資料を送付している。また、評議員会における審議・意見聴取が円滑に進むよう、適宜評議員への情報提供を行っている。 評議員会では、学園設置学校の近況等も随時報告・情報共有している。また、新学部開設時や新棟竣工時には、見学会等の開催も行っている。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	自然災害（地震・豪雨・洪水・土砂災害等）を想定した「広島国際大学 事業継続計画（BCP）」を策定し、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施する体制を整備している。「広島国際大学 事業継続計画（BCP）」に関する資料は学内において全教職員へ案内し、資料は学内教職員ポータルサイトで閲覧できるようにすることで学内に浸透させ

	ている。 災害時行動マニュアルを作成し、教職員および学生に全員配付し、万一の災害発生時の行動を示すものとして、周知している。 年 1 回以上は各キャンパスとも防火・防災訓練を実施、教職員および学生に災害対応の意識付けを行っている。 法人本部では、理事長はじめ役員、課長職以上の者、また各学校では学校長と庶務担当部課長による「緊急連絡網」「緊急体制」を整備し、早期復旧のための体制を構築している。
実施項目 3－4②	説明
法令等遵守のための体制整備	行動規範(法令遵守、職業倫理、利益相反等)や教育・研究・業務に関する諸規定を盛り込んだ「教職員ハンドブック」を毎年度作成し、大学の学内共有サイトにて教職員がいつでも閲覧できるよう掲載し、アナウンスを行っている。また、新規採用の教員に対してオリエンテーションを開催し、行動規範に関する説明を行い、周知徹底している。 さらに、コンプライアンスカードを配付し、法令遵守を含む行動規範を周知・共有し、すべての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則および諸規定を遵守するよう、学内共有サイトでの周知等組織的に取り組んでいる。 渉外室が学内窓口を担当し、併せて法律事務所に外部窓口も設置して公益通報者保護法に基づく運用を実施している。運用方法はホームページで学内外に公表している。 〔関連サイト URL〕 https://www.josho.ac.jp/official/koudoukihan.html https://www.josho.ac.jp/official/kouekitsuuhou.html

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	大学ホームページに、学校教育法施行規則に定められた項目を明らかにしたうえで、必要な情報を網羅的に公開している。また、寄附行為に、公開すべき内容、書類、方法等を定め、ホームページで遅滞なく公表している。さらに、財務情報公開規定を制定し、事業報告書も含めて、公開書類を定め、学校法人が公共性を有する法人としての説明責任を果たし、関係者の理解と協力を一層得られるようにしている。 〔関連サイト URL〕 https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	情報公開にあたっては、大学ホームページ、大学ポータルサイトの他、伝えたい相手に応じて、大学説明資料等の冊子物等も活用しながら、積極的に発信している。 大学ホームページにおいては、対象者別、カテゴリー別にコンテンツを整理しており、ステークホルダーが目的に応じて情報を収集できるよう、ユーザビリティに配慮した設計としている。また、トピックスをカテゴリー分けして掲載するとともに、Instagramの発信情報をホームページのトップに掲載し誘導することで、幅広いステークホルダーの理解促進に努めるとともに、最新情報をタイムリーに発信している。さらに、YouTube や TikTok など、若年層の目線に合わせた情報発信を、媒体特性に鑑みて行っている。 〔関連サイト URL〕 https://www.hirokoku-u.ac.jp/

Ⅱ－Ⅱ．「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明